

固定資産評価審査申出書の記載のしかた

審査申出書（以下「申出書」といいます。）は、土地、家屋、償却資産の別になっていきますので、土地については1筆又は1画地、家屋については1棟ごとに、次の点に注意して記載してください。

1 審査申出人（以下「申出人」といいます。）の記載について

(1) 申出人が個人の場合

「審査申出人」欄に、住所、氏名及び電話番号を記載してください。

(2) 申出人が会社等の法人の場合

① 「審査申出人」欄に、法人の主たる事務所の所在地、名称及び電話番号を記載してください。

② 「代表者又は管理人」欄の「代表者」の文字を○で囲み、代表者の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

③ 代表者の資格を証する書面（商業登記簿の登記事項証明書等）を添付してください。

(3) 審査の申出を代理人によって行う場合

① 「審査申出人」欄、「代表者又は管理人」欄に、上記の要領で記載してください。
代表者の資格を証する書面（法人の場合）が必要です。

② 「総代又は代理人」欄の「代理人」の文字を○で囲み、代理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

③ 委任状（申出人（法人の場合は代表者）の署名が必要です。）を添付してください。

2 固定資産課税台帳に登録された所有者、固定資産の表示、決定価格（評価額）を記載してください。

3 「申出に係る処分の内容」欄

申出する処分の内容について記載してください。

（例）奈良市資産税課による令和○年○月○日付けの審査申出人に対する固定資産課税台帳に登録された令和○年度の価格に関する処分

4 「申出の趣旨」欄

申出の趣旨には、申出人が決定価格（評価額）について審査委員会に何を求めるかを、次の例を参考にして記載してください。

（例）決定価格（評価額）を○○円にされたい。前年度評価額に据え置いてほしい。

（注）審査の申出ができる事項は、決定価格（評価額）に関することに限られます。

- 5 「申出の理由」欄
申出の趣旨を裏付ける根拠を、できるだけ具体的に、かつ、明瞭に記載してください。
- 6 「口頭による意見陳述」欄
審査委員会に口頭で意見を述べることを求める場合は「求める」を、求めない場合は「求めない」を○で囲んでください。
- 7 申出に係る固定資産の位置図を添付してください。(地図等のコピーでも結構です。)
- 8 申出書は、正本・副本の2通を提出してください。控えに受付印が必要な場合は3通提出してください。
- 9 審査申出期間は、毎年4月1日から納税通知書の交付を受けた日後3ヶ月までです。

◎ 申出書は、**奈良市固定資産評価審査委員会（市民税課）**へ提出してください。

(郵送での提出先)

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市固定資産評価審査委員会(市民税課)

◎ 審査申出に関するお問合せは、奈良市総務部市民税課の固定資産評価審査委員会担当まで

TEL 0742-34-4958

◎ 評価替えの翌年度（第二年度）、翌々年度（第三年度）の土地・家屋の価格（評価額）についての審査の申出は、次のようなものに限られますのでご注意ください。

1 土地

(1) 地目の変換等があった土地の価格

(2) 下落修正がされた土地については、「下落修正された価格」、下落修正がされなかった土地については、「下落修正がされるべきこと」

(注) この場合、審査の申出は、「下落修正に関する部分」に限られ、基準年度の価格（評価額）の基礎となった事項（路線価、画地計算等）についての不服は、審査の申出の理由となりません。

2 家屋

(1) 新築された家屋の価格

(2) 改築、損壊等があった家屋の価格